

## 佐賀県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十一年六月五日

佐賀県知事 古川 康

### 一 施行者の名称

武雄市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

武雄都市計画道路事業 三・四・二号 中野御船山線

### 三 事業施行期間

平成二十一年六月五日から

平成二十八年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分 武雄市武雄町大字富岡字内町、字西浦及び字サキ田

使用の部分 なし